

(様式1)

審査基準(申請に対する処分関係)

	担当課	経営支援課	検索番号	1 - 1
法令名	信用保証協会法	根拠条項	33	
許認可等	業務方法書の変更の認可			
(根拠規定)				
信用保証協会法第33条 (主務大臣の認可)				
第33条 協会は、定款又は業務方法書を変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。				
(許認可等の基準)				
「信用保証協会向けの総合的な監督指針」(平成20年6月20日制定) - 1 - 5				
- 1 - 5 業務方法書変更認可申請の審査事項				
信用保証協会の業務方法書の変更認可申請を受理したときは、次の事項について審査するものとする。				
(1) 当該協会の業務全般を勘案し、その業務方法書変更が真に必要なものか				
(2) 当該協会の運営及び中小企業者等に対する金融の円滑化に支障を及ぼすことはないか				
(3) 同一の中小企業者等にかかる保証金額の最高限度を変更する場合には、財務内容の健全性が確保されるとともに、保証利用者の利用機会の公平性を確保する上で問題はないか				
(その他)				
信用保証協会法施行規則第7条 (業務方法書変更の認可申請)				
第7条 協会は、法第33条の規定により業務方法書の変更の認可を受けようとするときは、認可申請書に左の各号に掲げる書類を添付して都道府県知事(市町村の区域を越えない区域を法第20条第4項に規定する協会の区域とする協会にあっては、当該市町村長。以下同じ。)に提出しなければならない。				
1 理由書				
2 最近の日計表				
3 その他必要な書類				
信用保証協会法施行規則第14条 (標準処理期間)				
第14条 内閣総理大臣及び経済産業大臣、金融庁長官及び経済産業大臣又は都道府県知事は、法、令又はこの命令の規定による認可又は承認に関する申請がその事務所に到達した日から2月以内に当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、令第6条第1項の規定により都道府県知事が行うこととされた法第33条の規定による認可に関する申請に対する処分については1月以内とする。なお、当該期間には当該申請の補正に要する期間を含まないものとする。				